

(天明三年：一七八三)

乍レ恐以二書付一奉ニ申上一候

平塚村 八木沼村

境村 女塚村

三ツ木村 下田中村

世良田村

先達而以二書付一御訴奉ニ申上一候砂降り候義、当月八日ニ
夕方降り止候処、当秋作之儀不レ残降埋候ニ付、少々も
種とり申度、大豆其外諸作ほり出候得共、

実のり可レ申様子ニ者無ニ御座一候、勿論右躰

ニ而者麦作仕付茂相成不レ申候間、御見分之上、

何れニも百姓取続候様、御慈悲奉ニ願上一候、
以上

天明三年卯七月

六左衛門

清右衛門

杢右衛門

小重郎

幸助

伴七

遠藤兵右衛門様

御役所

世良田村惣吉(五)も出府被レ成候

与頭・百姓代印

幾右衛門

六郎左衛門

伴七

六郎左衛門

【39 読み下し文】

恐れ乍（なが）ら書付を以（もつ）て申し上げ奉り候

平塚村　八木沼村
境村　女塚村
三ツ木村　下田中村
世良田村

先達（せんだつ）て書付を以て御訴え申し上げ奉り候砂降り候義、当月八日に夕方降り止み候処、当秋作の儀残らず降り埋まり候に付、少々も種とり申し度（たく）、大豆其の外諸作ほり出し候えども、実のり申すべき様子には御座無く候、勿論（もちろん）右駄（みぎてい）にては麦作仕付けも相成り申さず候間、御見分の上、何れにも百姓取り続き候様、御慈悲願い上げ奉り候、以上

天明三年卯七月

遠藤兵右衛門様
御役所

六左衛門
清右衛門
杢右衛門
小重郎
幸助
伴七
六郎左衛門
幾右衛門

世良田村惣吉(カ)も出府成られ候

与頭（くみがしら）・百姓代印